

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第51条第1項	引取業者の登録の取消し又は事業の停止命令	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。